別記第一号様式及び別記第二号様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第三号様式中「日本国法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第四号様式㈱及び別記第五号様式から別記第十三号様式までの様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

（出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令の一部改正）

第六条　出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令（平成二十四年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　出入国管理及び難民認定法施行令第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十八条及び第二十五条に規定する法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。 一　出入国在留管理庁長官が市町村長（特別区にあっては、区長）に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）の操作により電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法 二　［略］ **第二条**　前条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、出入国在留管理庁長官が定める。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第一条**　出入国管理及び難民認定法施行令第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十八条及び第二十五条に規定する法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。 一　法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長）に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）の操作により電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法 二　［同上］ **第二条**　前条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

（入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正）

第七条　入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令（平成二十七年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
備考 ［1～3　略］ 4　「○○出入国在留管理局　○○Ｒｅｇｉｏｎａｌ　Ｉｍｍｉｇｒａｔｉｏｎ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｂｕｒｅａｕ」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方出入国在留管理局名を表示するものとする。 5　［略］ 6　記章は、金属製とし、「ＩＭＭＩＧＲＡＴＩＯＮ」、「ＪＡＰＡＮ　ＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＪＵＳＴＩＣＥ　ＩＭＭＩＧＲＡＴＩＯＮ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ　ＡＧＥＮＣＹ」及び「出入国在留管理庁」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考 ［1～3　同上］ 4　「○○入国管理局　○○Ｉｍｍｉｇｒａｔｉｏｎ　Ｂｕｒｅａｕ」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方入国管理局名を表示するものとする。 5　［同上］ 6　記章は、金属製とし、「ＩＭＭＩＧＲＡＴＩＯＮ」、「ＪＡＰＡＮ　ＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＪＵＳＴＩＣＥ　ＩＭＭＩＧＲＡＴＩＯＮ　ＢＵＲＥＡＵ」及び「入国管理局」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。